

平成30年第4回船橋市議会定例会議案説明（予定）

**議案第 1号 平成30年度船橋市一般会計補正予算**

補正前予算額 207,955,564千円

補正額 4,281千円

補正後予算額 207,959,845千円

内訳

民生費

- ・放課後ルーム整備費 4,281千円（地域子育て支援課）

繰越明許費

- ・情報システム関連運営事業 2,902千円（情報システム課）

債務負担行為

（追加）

市議会だより全戸配布業務委託料（議会事務局庶務課）

- ・限度額 19,575千円に消費税及び地方消費税を加えた額
- ・期間 平成30年度～平成31年度

議長車運行管理業務委託料（議会事務局庶務課）

- ・限度額 22,200千円に消費税及び地方消費税を加えた額
- ・期間 平成30年度～平成33年度

道路維持補修費（道路維持課）

- ・限度額 92,593千円に消費税及び地方消費税を加えた額
- ・期間 平成30年度～平成31年度

**議案第 2号 平成30年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算**

繰越明許費

- ・特定健康診査等事業 2,278千円（健康づくり課）

**議案第 3号 船橋市総合計画審議会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・政策企画課**

新たな総合計画の策定に伴い、審議会の委員の構成等について、所要の改正等を行うもの。

(公布の日から施行)

**議案第 4号 船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例**・・・地域子育て支援課  
中野木放課後ルームを増設するについて、その位置を規定するもの。

(規則で定める日から施行)

**議案第 5号 船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例**・・・・・・・・・・環境保全課  
墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図るため、墓地等の経営の許可  
の基準等について、所要の定めをするもの。

(平成31年4月1日施行)

**議案第 6号 船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例**・・・・・・・・都市整備課  
自転車等駐車場の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うとともに、二和向台駅第  
一自転車等駐車場を移転するについて、その位置の変更等を行うもの。

(平成31年4月1日施行。準備行為については、公布の日から施行)

**議案第 7号 船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部を改正する条例**・・・都市整備課  
船橋駅南口地下駐車場の利便性の向上を図る等のため、所要の改正を行うもの。

(平成31年4月1日施行。準備行為については、公布の日から施行)

**議案第 8号 船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例**・・・・・・・・道路管理課  
公園緑地課

下水道河川管理課

固定資産の評価替えに伴い、道路占用料、都市公園の占用料及び準用河川占用料の額等  
について、所要の改正を行うもの。

(平成31年4月1日施行)

**議案第 9号 船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例**・・・・・・・・・・建築指導課

建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算

出方法及び既存の建築物に対する制限の緩和について、所要の改正を行うもの。

(公布の日から施行)

**議案第10号 船橋市営住宅条例の一部を改正する条例**・・・・・・・・・・住宅政策課

新たに市営住宅を設置するについて、その名称及び位置を規定するもの。

(平成31年3月1日施行。準備行為については、公布の日から施行)

**議案第11号 損害賠償の額の決定について**・・・・・・・・・・医療センター総務課

船橋市病院局による船橋市立医療センター職員に対する給与の一部未払について、損害賠償の額を定めるもの。

損害賠償額 平成23年4月分から平成28年9月分までの各給与における給料の調整額等の支給漏れに伴う未払分相当額の合計844,482円及び当該各給与の未払分相当額について、対応する各月分の給与支払日の翌日から支払済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金を付した額とする。

**議案第12号 市道の路線認定及び変更について**・・・・・・・・・・道路管理課

道路法に基づき、市道の路線認定及び変更をするもの。

**議案第13号 平成30年度船橋市一般会計補正予算**

補正前予算額	207,959,845千円
補正額	711,000千円
補正後予算額	208,670,845千円

内訳

議会費ほか

- ・議員報酬等 2,000千円
- ・特別職人件費 500千円
- ・一般職人件費 675,500千円
- ・教育職人件費 33,000千円

**議案第 14号 特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・職員課**

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行うもの。

(公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用。平成31年度以降の期末手当については、平成31年4月1日施行)

**議案第 15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・職員課**

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行うもの。

(公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用。平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当については、平成31年4月1日施行)

**議案第 16号 訴えの提起について・・・・・・・・・・財産管理課**

庁舎内撮影禁止請求に関する訴え

被告の住所及び氏名 船橋市在住 A

**諮問第 1号 審査請求について・・・・・・・・・・総務課**

船橋市長が行った下水道使用料の納入通知処分について審査請求がなされたので、これを一部却下し、一部棄却したいから議会の意見を求めるもの。

審査請求人 船橋市在住 A

**報告 第 1 専決処分の報告について**

1 損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償額 253,605円 (5件)

2 金銭債権に係る訴え及び和解

(1) 生活保護費返還金の支払 (訴え・和解) 2件

(2) 奨学金返還金の支払 (和解)

## 報告 第 2 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について